

## 様式2

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	男女共同参画・共生社会推進統括官
契約締結年月日	令和5年4月1日
契約者名	公益財団法人山梨県国際交流協会
契約名	やまなし外国人相談支援センター運營業務委託
契約金額 (税込み)	17,732,000円
随意契約理由	<p>当該委託業務は、外国人に対して、在留手続き、雇用、医療、子育てなどの生活に関わる様々な事柄について、疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供及び相談を行う窓口である「やまなし外国人相談支援センター」の運営を委託するものである。</p> <p>(公財)山梨県国際交流協会は、定款第4条の規定により、多文化共生の推進に関することを事業内容としており、多文化共生業務にも精通している。</p> <p>同協会は、令和4年度まで県立国際交流センターの指定管理者として、外国人を対象とした法律相談や防災訓練、日本語講座など幅広い事業を実施しており、また、市町村と連携し地域出張相談を開催し、県内在住の通訳者や翻訳者などの国際交流人材バンクの運営をするなど、県内在住外国人と接点を有する中で動態の把握に努めており、市町村や外国人支援機関・団体などとのネットワークを構築するなど、様々な経験や情報の蓄積がある。</p> <p>上記のとおり、県内在住の外国人やそれを支援する機関・団体の両情報を幅広く持つ組織は、本県において県立国際交流・多文化共生センターに事務局を置いている(公財)山梨県国際交流協会のみであり、当該業務を委託することができる唯一の団体である。</p> <p>よって、本業務はその性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号